

令和6年度港区指定文化財の指定に係る諮問について

協議内容

港区文化財保護条例第39条第1項の規定に基づき、令和6年度港区指定文化財の指定について、港区文化財保護審議会に諮問します。

1 指定文化財候補

(1) 種 別 有形文化財 歴史資料
名 称 増上寺徳川将軍墓 礫石経 一括
所 有 者 宗教法人増上寺
所在の場所 港区芝公園4丁目7番35号

(2) 種 別 有形民俗文化財
名 称 麻布氷川神社祭礼道具 一式
所 有 者 麻布本村町会
所在の場所 港区南麻布3丁目3番36号

2 今後のスケジュール（予定）

令和6年8月上旬 文化財保護審議会諮問
9月下旬 答申
10月16日 教育委員会審議
港区指定文化財の指定の告示
10月下旬 区民文教常任委員会報告

有形文化財 歴史資料

増上寺徳川将軍墓 礫石経 一括

本資料は増上寺の徳川将軍墓から出土した礫石経です。これらは、第二次世界大戦の空襲で多くを焼失した墓所の改葬に伴い、戦後間もない昭和 33～35(1958～60) 年に発掘調査が行われた際、発見されたものです。9 代家重(惇信院)・12 代家慶(愼徳院)・14 代家茂(昭徳院)、それぞれの棺を納める石室とその外側の石槨の間の上部に施された溝状の空間に納められていました。9 代家重の墓からは 12,674 点、それ以外はどの墓から何点見つかったか不明ですが、現在約 4 万点余りが残されています。縦・横 2 cm、厚さ 1 cm ほどの白色もしくは半透明の方解石製で、平面に 1 文字、または数文字が墨書されています。片面だけでなく両面に墨書されたものもあり、記された文字の多くは浄土宗である増上寺の根本經典の浄土三部経(阿弥陀経・無量寿経・観無量寿経)と一致しています。

『徳川実紀』には、日光大黒山に埋葬された 3 代家光は小石に法華経を、上野寛永寺に埋葬された 4 代家綱は水精(水晶)に 1 文字の経を記して墓所に納めたとあるものの、どちらも未調査で実物を確認できていません。9 代家重・12 代家慶・14 代家茂については、埋納物の記述はありませんが、実際に出土したこれらの礫石経から、徳川将軍家の葬送文化を知ることができます。空襲による焼失を免れた門や燈籠等と同じく、今は失われてしまった徳川将軍家の墓所を構成するものであり、文献資料の記述も少ない徳川将軍家の葬送文化の実態を知ることができる貴重な資料です。



9 代家重(惇信院)・12 代家慶(愼徳院)・14 代家茂(昭徳院)墓出土礫石経
(増上寺蔵)

有形民俗文化財

麻布氷川神社祭礼道具 一式

麻布本村町会が所有する、麻布氷川神社の祭礼で用いられた道具類です。江戸後期から昭和初期にかけての資料で、氏子町である麻布本村町（里俗の地名は上ノ町と新町）で用いられた山車人形 2 体、高欄 2 基、飾り幕 2 枚、木造獅子頭 1 対、扁額 2 面、祭礼行列図扁額 1 面等からなります。

江戸時代、麻布氷川神社では山車を仕立てた巡行行列が数年～数十年の中絶期間を経て断続的に行われました。幕府の支援を受けて行われた山王祭、神田祭とは異なり、氏子町の資金力に依拠し、一定の祭礼資金が見込める時期に行われたものと考えられています。

近代以降、祭礼で人形山車が曳かれる機会は減り、山車人形は神酒所に飾られるようになります。麻布本村町会会館でも毎年9月の祭礼の時期に神酒所を設け、山車人形や獅子頭を中心とした祭礼飾りを行っています。山車人形は後世の修理を経ながらも当初の素朴さをとどめています。付属する飾り幕や扁額には年代や奉納者が記されています。また雌雄の獅子頭は丁寧で力強い造作で、頭上に彫られた銘により関東彫工の一派による作品であることが分かります。また昭和 10(1935)年の祭礼行列図からは、人形山車中心の祭礼から神輿中心の祭礼へと移行する昭和初期の様子を知ることができます。

これら祭礼道具は江戸の祭礼の面影を残すものであり、地域の信仰や民俗を知る上でも重要といえ、麻布氷川神社の氏子町である麻布本村町内に今日まで大切に伝えられ、現在も祭礼で使用されている点においても貴重な文化財といえます。

